

自賠法の被害者の直接請求権と労災給付を行ったことから国に移転した直接請求権が競合する場合の相互の関係

—最高裁平成30年9月27日判決判タ1458号100頁

弁護士 長野 浩三

1 本件の概要

本件は、自動車事故により被害を受けたXが、加害車両の自賠責保険会社Yに対し、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」という。)16条1項の直接請求権に基づき損害賠償及び遅延損害金を請求する事案である。

被害者の自賠法16条1項の直接請求権と労災給付が行われたために国に移転した直接請求権が競合する場合の相互の関係が問題となった。

2 本判決の判示

本判決は以下のとおり判示した。

「被害者が労災保険給付を受けてもなお填補されない損害(以下「未填補損害」という。)について直接請求権を行使する場合は、他方で労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権が行使され、被害者の直接請求権の額と国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、被害者は、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で自賠法16条1項に基づき損害賠償額の支払を受けることができるものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

- (1) 自賠法16条1項は、同法3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときに、被害者は少なくとも自賠責保険金額の限度では確実に損害の填補を受けられることにしてその保護を図るものであるから(同法1条参照)、被害者において、その未填補損害の額が自賠責保険金額を超えるにもかかわらず、自賠責保険金額全額について支払を受けられないという結果が生ずることは、同法16条1項の趣旨に沿わないものというべきである。
- (2) 労災保険法12条の4第1項は、第三者の行為によって生じた事故について労災保険給付が行われた場合には、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権は国に移転するものとしている。同項が設けられたのは、

労災保険給付によって受給権者の損害の一部が填補される結果となった場合に、受給権者において填補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきではないし、他方、損害賠償責任を負う第三者も、填補された損害について賠償義務を免れる理由はないことによるものと解される。労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うなどの同法の目的に照らせば、政府が行った労災保険給付の価額を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが、同項の主たる目的であるとは解されない。したがって、同項により国に移転した直接請求権が行使されることによって、被害者の未填補損害についての直接請求権の行使が妨げられる結果が生ずることは、同項の趣旨にも沿わないものというべきである。」

3 従前の判例及び学説等

従前、被害者の直接請求権と社会保険の保険者が代位取得した直接請求権が競合した場合において、被害者が社会保険の保険者に優先するとする説(被害者優先説)と各直接請求権の額で按分するとする説(按分説)が対立すると言われてきた。

最判平成20年2月19日判タ1268号123頁は、老人保健法に基づく医療給付によって代位取得した直接請求権と被害者の直接請求権の関係につき、被害者優先説を採用した。

しかし、労災保険では、按分説による保険実務の運用が維持されてきたため(昭和41年12月26日自賠調第19号「労働者災害補償保険の保険給付と自動車損害賠償責任保険の損害賠償額支払との調整について」厚生労働省労働基準局「第三者行為災害事務取扱手引」、本件で問題となったものである。

4 本判決を前提とした保険実務への影響について

本判決を前提とすると、自賠責保険の実務は以下のとおり変更されると思われる。

- (1) 被害者損害調査額が保険金額を超過している状態で、被害者請求と労災求償が競合した場合
被害者損害調査額150万円、労災求償額100万円、被害者総損害額250万円の事例において、自賠責保険金は、
(従前)被害者への支払額： $120万円 \times 150万円 / (150万円 + 100万円) = 72万円$
労災への支払額： $120万円 \times 100万円 / (150万円 + 100万円)$

万円)=48万円

(変更後)被害者への支払額：120万円

労災への支払額：0円

となり、労災を含めた被害者の受領額は、

(従前)172万円

(変更後)220万円

となる。

(2) 被害者損害調査額が保険金額の範囲内で、被害者請求と労災求償が競合した場合

被害者損害調査額100万円、労災求償額50万円、被害者総損害額150万円の事例において、自賠責保険金は、

(従前)被害者への支払額： $120万円 \times 100万円 / (100万円 + 50万円) = 80万円$

労災への支払額： $120万円 \times 50万円 / (100万円 + 50万円) = 40万円$

(変更後)被害者への支払額：100万円

労災への支払額：20万円

となり、労災を含めた被害者の受領額は、

(従前)130万円

(変更後)150万円

となる。

参考文献

- ・判例タイムズ1458号100頁(平31)
- ・金融・商事判例1559号14頁(平31)
- ・金融法務事情2111号71頁(平31)
- ・法学セミナー 64巻1号127頁(平31)
- ・法律のひろば71巻12号53頁(平30)